

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 本日、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令※1が公布されました。また、平成30年4月23日より開始されました意見募集（パブリックコメント）に対するコメント※2も公表されました。
- ▶ 内容は、「非継続基準の積立不足に伴い拠出すべき掛金（特例掛金）の計算方法のうち積立比率方式による算出方法」の見直しについてで、意見募集時の内容※3から変更はありません。

※1 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

※2 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について](#)

※3 [三菱UFJ年金ニュースNo.462](#)

公布された省令の内容

項目	現行	公布された省令の改正内容
【DB施行規則】 (第58・59条) 非継続基準抵触に伴い積立比率方式により翌々事業年度から拠出する特例掛金の計算方法	▶ 積立比率方式により翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとする場合は、①当事業年度の積立不足を積立比率に応じて分割拠出する額と、②翌事業年度に増加が見込まれる積立不足額(最低積立基準額の増加見込額から積立金の増加見込額を控除した額)、の合計額を拠出しなければならない	▶ 左記②の翌事業年度に増加が見込まれる積立不足について、①の当事業年度の積立不足と同等に取り扱い、積立比率の区分に応じて分割拠出する額とする(※4) (経過措置) ▶ 平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算においては、改正前の規定によることができる (施行期日) ▶ 公布日(平成30年6月22日)

※4 [参考資料（厚生労働省作成）「積立比率方式の改正案イメージ」](#)

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

意見募集(パブリックコメント)の結果の概要

- 今回の改正によって、翌々事業年度から特例掛金を拠出する場合、当年度までに発生した積立不足と同様に、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足についても積立比率の区分に応じて分割拠出することになります。
- 当該積立不足の増加見込額がマイナスの場合、算定される特例掛金の下限が上昇し、改正前と比べて拠出負担が大きくなります。これについて、従前の取扱いを選択できるよう意見提出がされておりましたが、本取扱いは認められませんでした。
- 認められなかった理由としては、本改正は「当年度までに発生した積立不足」と「翌年度に発生する積立不足」の拠出方法の不均衡を是正することが狙いであり、場合分けして拠出方法を使い分けることは妥当ではないとの判断がなされたためです。

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。